

水道メーター改造修理仕様書(令和 7 年度)

口径	発注個数	定格最大 流量 (Q_3)	計量範囲 (R)	メーターの種類	メーター番号
50mm	61 個	40	100	統一型縦型 軸流羽根車式	2330 ~ 2390
75mm	10 個	63	100		747 ~ 756
100mm	2 個	100	100		280 ~ 281

1. メーター分解	内器はすべて取り外し、上下ケースのみショットブラスト及びバフで磨き、上下ケースの塗料を剥離する。
2. 鉛浸出防止	平成14年厚生労働省令第43号に定める鉛浸出基準 0.01mg/l 以下を検定期間内保持するための表面処理を施す。ただし、 <u>ケース素材が鉛レスのものは不要。</u>
3. 交換	内器は、すべて新しい機器と取り替える。
4. 試験及び検査	性能検査、検定検査、耐圧検査等については、すべて関係法令を遵守すること。 ① 計量法 ② 水道法施行令 ③ 日本 J I S 規格およびその引用規格（最新版を適用する） ・ JIS B 8570-1（水道メーターおよび温水メーター 第1部：一般仕様） ・ JIS B 8570-2（水道メーターおよび温水メーター 第2部：取引又は証明用）
5. メーター番号	新番号を打刻する。（上記表に記載）
6. 色指定	水道メーター本体には着色は不要。上蓋の色は、A72-40T（青）またはその類似色とする。
7. 指針	試験後の状態でよい。
8. 検定シール	メーターの上蓋裏側に検定シールをはる。
9. 補足管	補足管は、メーター器規格寸法から 30mm 以上伸びること。 ストレーナーは金属製とする
10. 附属品	ステンレスボルトナット（ミリサイズ・ナットは熱処理加工）および黒パッキン（メーターフランジ全面パッキン）をつける。
11. 納期	令和8年3月10日
12. 納入場所	長崎市田中町 608 番地 7 東長崎資材倉庫（東長崎浄水場内） 改造前水道メーターも同場所から搬出する。
13. 担当	長崎市上下水道局 料金サービス課 受付サービス係 担当 山崎 ☎095-829-1214